写

平成１８年２月１５日

厚生労働大臣

川　崎　二　郎　　殿

中央社会保険医療協議会

会　長　　土　田　　武　史

答　申　書

（平成１８年度診療報酬改定及び医療費の内容の分かる領収証の交付の義務化、処方せん様式の変更等について）

平成１８年１月１１日付け厚生労働省発保第0111001号をもって諮問のあった件について、別紙１から別紙６までの改正案を答申する。

また、平成１８年２月１５日付け厚生労働省発保第0215001号をもって諮問のあった件については、諮問のとおり改正することを了承する。

なお、答申に当たっての本協議会の意見は、別添のとおりである。

別添

1　ニコチン依存症管理料については、保険導入の効果に係る検証の作業を通じて、禁煙指導に国民の保険料財源を充当することに関し、さらなる国民的なコンセンサスの形成に努めること。

2　手術に係る施設基準については、再び診療報酬上の評価を行うことを視野に入れて、速やかに調査及び検証を実施すること。

3　質の高い医療を効率的に提供するための医療機能の分化・連携については、今回改定の影響について継続的に検証を行い、その結果を踏まえ、診療報酬体系における急性期医療の評価の在り方について、引き続き検討を行うこと。

4　ＤＰＣについては、円滑導入への配慮から制度の安定的な運営への配慮に重点を移す観点も踏まえ、調整係数の取扱いなど、適切な算定ルールの構築について検討を行うこと。

5　慢性期入院医療については、患者分類を用いた包括評価の実施状況について、診療報酬調査専門組織を通じて客観的なデータを収集して検証を行うこと。また、難病患者や障害者に対し、必要な医療が確保されるよう、十分に配慮すること。

6　新たに設定された診療報酬項目を始めとして、改定項目に係る検証を確実に行うこと。さらに、ホームページ等による国民からの意見募集、公聴会の開催など、国民の意見を募集する仕組みの改善について検討すること。